

宅建企業年金基金 事務のご連絡

(令和8年8月号)

1. 算定基礎届・月額変更届の「通知書」をご提出ください

日本年金機構（以下、「機構」といいます）に、令和8年度の「算定基礎届」や「月額変更届」を提出されますと、機構から（表1）のとおり「通知書」が送付されますので、その写しを令和8年9月30日（水）までに当基金へご提出くださいますようお願いいたします。形式・方法は、裏面（表2）をご参照ください。

（表1）当基金に写しをご提出いただきたい通知書

機構へ提出された届書	機構から送付される「通知書」の正式名称	写しをご提出いただきたい「通知書」の適用（改定）年月
算定基礎届	「健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書」	適用年月の欄が、「R8.9」と表記の通知書
月額変更届	「健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬改定通知書」	改定年月の欄が、「R8.7」、「R8.8」、「R8.9」と表記の通知書

※同時に二以上の事業所に勤務されている方は、

「二以上事業所勤務被保険者 標準報酬決定通知書」の写しをご提出ください。

8月改定となる「月額変更届」もご提出いただく対象です

令和8年5月に支払われた給与から変動があり、5月・6月・7月の3カ月分の報酬に基づき平均額を算出した「月額変更届」をご提出された場合には、当該加入者は算定基礎届の対象となりませんので、後日機構より送付される「健康保険・厚生年金保険被保険者標準報酬改定通知書（改定年月：令和8年8月）」の写しを当基金へご提出ください。

なお、当基金では、健康保険・厚生年金保険と異なり、この場合でも標準給与は8月改定となりませんのでご注意ください（令和8年9月までは従前のままとし、令和8年10月分掛金額の計算より適用いたします。令和8年7月改定、9月改定も同様です。）。

当基金で使用する標準給与（掛金額算定の基礎となる給与）について

- ・当基金では、ご提出いただきました機構発行の各種「通知書」の写しの「決定後の標準報酬月額（厚年）」を令和8年10月1日から適用する標準給与として記録し、「宅建企業年金基金 加入者標準給与決定通知書」により通知いたします（令和8年11月中旬ご提供予定）。
- ・「通知書」の写しのご提出がない場合は、従前の標準給与を引き続き適用いたします。
- ・詳しくは、令和8年6月にお届けいたしました「健康保険・厚生年金保険 被保険者標準報酬決定通知書等のご提出のお願い」をご参照ください。
当基金ホームページ（「基金からのお知らせ」）にもリンク「2026.6 標準報酬決定通知書等のご提出のお願い」に掲載しております。

2. 8月分処理の届出のご提出期限は、令和8年8月31日(月)です

令和8年8月分処理の適用書類（資格取得届、資格喪失届等）届出のご提出期限は、令和8年8月31日（月）当基金到着分までとさせていただきます。

電子連携サービス（e-れんけい）やメール（当基金適用書類届出専用アドレス宛）によりご提出の場合は、締切日の15時までにアップロードまたはご送信ください。

（表2）当基金へご提出いただく形式と方法

形式	方法・留意事項
紙 （「届書」や「通知書」の写し等）	・ 写しを当基金へ郵送 ＜郵送先＞ 宅建企業年金基金 宛 〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館5階 ・ 締切日までのご郵送が間に合わないことが想定される場合は、FAX（03-3865-6361）でも受付をいたしますが、不鮮明箇所について確認のお電話をさせていただくことがございます。
PDF （「届書」や「通知書」）	・ メールに添付して送信 ＜送信先＞ app@takken-kikin.or.jp（当基金適用書類届出専用） 注：添付ファイルは、パスワードを付与し保護してください。 保護されていない場合は、受け付けいたしかねます。 ・ 電子連携サービス（e-れんけい）※ 事前に「電子連携サービス（e-れんけい）」ご利用のお申し込みが必要となります。

締切日までにご提出いただきました届書に基づいて、次の各種書類を当基金よりお届けいたします（令和8年9月中旬）。

【事業所宛】「納入告知金額通知書（令和8年8月分掛金）」ほか掛金書類

【個人宛】資格喪失された方（資格喪失届）のうち、当基金給付を受けることができる方に、給付手続きのご案内をご自宅へお届けいたします。

※「電子連携サービス（e-れんけい）」

事業所と当基金との情報連携をネットワークシステムで行うクラウドサービスです。
利用申込みフォームや導入検討資料は、当基金ホームページ（「事業所ご担当者向け情報」）に掲載しております。

宅建企業年金基金 実施形態：確定給付企業年金（DB）

〒101-0032 東京都千代田区岩本町2-6-3 全宅連会館5階

TEL 03-3865-6321 FAX 03-3865-6361

ホームページ URL <http://www.takken-kikin.or.jp>

